

配管溶接部の熱処理データ疑義に伴う点検・調査の実施について(続報)

平成 21 年 4 月 28 日

当社は、原子力安全・保安院からの指示(※1)に基づき実施している配管溶接部の熱処理データ疑義に伴う点検・調査のうち、日本工業検査株式会社(以下、「日本工業検査」という。)が作成した温度記録の確認が終了したことから、本日、その結果を同院へ報告しましたので、お知らせいたします。

【確認結果】

日本工業検査が携わった542箇所(記録件数にして503件)(※2)について、当社が定めた確認手順・体制で直接確認を行い、改ざんされた温度記録は、先に確認されていた5号機の1箇所(1件)のみであることを改めて確認しました。

<内訳>

号機	溶接箇所数	記録件数	確認結果	備考
3号機	37	37	改ざんなし	いずれもタービン系設備
4号機	41	41	改ざんなし	
5号機	464	425	1件以外は改ざんなし	
合計	542	503	1件以外は改ざんなし	—

引き続き、温度記録が改ざんされた配管溶接部の技術基準適合性の確認、および改ざんを行った作業員が記録作成に携わった他の溶接箇所の健全性確認を進めてまいります。

なお、本日、当社は株式会社日立製作所(以下、「日立」という。)より、再発防止対策について報告を受けました。今後、当社が監査等を通じて、再発防止対策が適切に履行されていることを確認してまいります。

また、今後とも、現在の溶接検査(※3)の仕組みにより、「溶接事業者検査」として当社が責任を持って記録等の確認を行ってまいります。

<これまでに公表した内容>

当社は、平成21年4月6日、日立および日立GEニュークリア・エナジー株式会社(以下、「日立GE」という。)から、5号機の建設時に、湿分分離加熱器(※4)(A)に接続する配管の溶接部における、溶接後熱処理(※5)の温度記録の一部に改ざんの疑義があるとの連絡を受けました。

このため、当社として3, 4, 5号機の溶接検査のうち、日本工業検査が携わっていた溶接検査の温度記録について確認を行い、日立および日立GEから連絡のあった記録に一部消されたような痕跡があること、およびその1件以外には温度記録に改ざんされたような痕跡がないことを確認しました。

今後、早急に当該配管溶接部の健全性の確認を行ってまいります。(平成21年4月13日公表)

当社は、原子力安全・保安院からの指示に基づき、点検・調査を開始しました。(平成21年4月21日公表)

※1 原子力安全・保安院からの指示とは、「原子力発電所における焼鈍作業に係る記録改ざんへの対応について(指示)」(平成21年4月13日 NISA-161d-09-4)です。

※2 542箇所は、日本工業検査が溶接後熱処理を行った溶接箇所数であり、503件は、記録件数です。複数の溶接箇所を同一の温度記録に記載している場合があり、溶接箇所数と記録件数に違いがあります。

※3 溶接検査は、電気事業法に基づき、溶接部の健全性を確認するために設備の使用前に実施する検査です。5号機湿分分離加熱器の製造当時は、国の指定検査機関が溶接施工者(日立)に対して行ってきましたが、平成12年7月の電気事業法の改正により、現在は、事業者(電力会社)が「溶接事業者検査」として実施し、独立行政法人原子力安全基盤機構が溶接事業者検査の実施に係るプロセスを審査する仕組みとなっています。

※4 湿分分離加熱器は、プラント熱効率を高めるため、高圧タービンで排気され低圧タービンへ供給する蒸気について、蒸気中の湿分を除去し加熱するための機器です。5号機には(A)(B)の2台が設置されています。

※5 溶接後熱処理は、溶接時に発生する残留応力の除去等を目的として実施するものであり、具体的には、溶接部付近に電気コイルを巻き、規定温度まで徐々に加熱し、一定時間保持した後、徐々に冷却するものです。

以上